

令和9年度 香芝市集団特定健康診査業務委託 仕様書

1 件名

香芝市集団特定健康診査業務

2 目的

メタボリックシンドロームの要因となっている生活習慣病を改善する為、特定健康診査で危険因子を早期発見し生活習慣を改善することで糖尿病等の生活習慣病を予防する。

3 対象者

満40歳から満74歳までの香芝市国民健康保険の被保険者及び令和9年度中に満40歳となる39歳の香芝市国民健康保険の被保険者

4 健診等の内容

身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）、血圧測定（収縮期血圧、拡張期血圧）、尿検査（尿蛋白、尿糖）、血液検査（空腹時中性脂肪又は随時中性脂肪、HDL-C、LDL-C、AST（GOT）、ALT（GPT）、 γ -GTP（ γ -GTP）、空腹時血糖又は随時血糖、HbA1c、クレアチニン、e-GFR、血清尿酸、ヘマトクリット値、血色素量、赤血球数、心電図検査（12誘導）、問診、理学的検査、眼底検査

5 実施内容

奈良県特定健康診査・特定保健指導マニュアルに基づく健診項目とする。

ただし、健康増進法による肺がん検診、胃がん検診及び大腸がん検診と同時に実施する。

6 実施場所

香芝市保健センター

7 自己負担額

0円

8 定員

120名／回

9 実施期間等

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで、期間内3回実施予定

なお、契約日から令和9年3月31日までの期間は、委託業務履行のための準備期間とする。

10 納品方法

特定健診結果は、紙様式およびXMLファイル（香芝市指定の様式）にて健診後2週間以内に提出する。また、その際には質問票、受診票、心電図結果、眼底検査画像を添付すること。なお、内科診察を行った香芝市医師会の医師による健診結果の判定及び所見の確認後、訂正が生じた場合はすみやかにデータの修正を行い香芝市へ再提出することとする。

11 費用請求等その他の業務

(1) スタッフ派遣

基本項目（計測、血圧、採血、腹囲、診察誘導を含む。）、心電図、眼底、問診及び検尿とし、内科診察を除く健診業務の一切を委託する。なお、委託内容（内訳）については、別紙のとおりとする。

(2) 受診日当日までの準備

ア 香芝市が作成した受診予定者のデータを健診の2週間前までにCDで手渡し、そのデータをもとに質問票及び問診票に受診予定者の氏名、生年月日等が記載されたものを作成し、健診当日の1週間前までに納品する。

イ 配置や健診の流れについて、健診日の2箇月前までに事前打合せを行う。

ウ 受診予定者の変更及び追加については、必要に応じて香芝市よりデータをCDにて手渡しする。

(3) 当日の受付業務

来庁者に、受付時間ごとの整理券を配布する。受付時間になったら、整理券番号順に呼び込み、被保険者証等により対象者であることを確認後、質問票及び受診券を回収する。当日受診券を持参されていない場合は、香芝市が作成した再発行申請用紙を回収する。

香芝市が作成した受付簿を使用し、受診者氏名及び受診内容を確認後、番号ファイルに質問票及び問診票を入れ、ファイルにあるチェック欄に受診内容がわかるようチェックを行う。検尿コップを渡し、健診誘導を行う。

(4) 委託料の請求

契約書第12条の規定に基づき請求を行う。

(5) 業務実施報告

健診実施当日に、受診者数（肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診の有料、無料等の内訳を含む。）等について、書面にて報告を行う。また、回収した特定健康診査受診券、特定健康診査受診券再発行申請書について、受診者数と相違がないかを確認し、報告書と一緒に提出する。

(6) その他

特定健康診査受診証明書を、香芝市と協議の上作成し、事前に受診予定人数分を発行し、実施日までに香芝市に渡す。また、市事業の同時実施など、詳細事項及び変更が必要な事項については随時協議する。